

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第791号)

平成22年11月12日

横 情 審 答 申 第 791 号

平 成 22 年 11 月 12 日

横 浜 市 長 林 文 子 様

横 浜 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

会 長 三 辺 夏 雄

横 浜 市 の 保 有 す る 情 報 の 公 開 に 関 す る 条 例 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
く 諮 問 に つ い て (答 申)

平 成 22 年 2 月 4 日 道 企 第 1646 号 に よ る 次 の 諮 問 に つ い て、 別 紙 の と お り 答 申 し ま す。

「 六 浦 地 域 交 通 対 策 連 絡 会 第 1 回 議 事 要 旨 (平 成 20 年 1 月 28 日) 」 ほ か 29 件 の 別 表 1
に 示 す 行 政 文 書 に 係 る 一 部 開 示 決 定 に 対 す る 異 議 申 立 て に つ い て の 諮 問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が「六浦地域交通対策連絡会第1回議事要旨（平成20年1月28日）」ほか29件の別表1に示す行政文書を一部開示とした決定について、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、別表3、別表5及び別表6に示す部分並びに横浜市から六浦地域交通対策連絡会に派遣されたまちづくりコーディネーター及びまちづくり支援団体の資格構成員の氏名を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分の非開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「六浦交通対策連絡会第1回議事要旨（平成20年1月28日）」ほか29件（各文書の名称及び構成は別表1のとおり。以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成21年10月21日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 横浜市地域交通サポート事業に係る事務及び金沢区六浦地区におけるバス導入の経緯について

道路局企画課は、地域が主体となって行うバスなど地域の特性に応じた交通サービスの実現に向けた取組に対して、様々な支援を行う横浜市地域交通サポート事業（以下「サポート事業」という。）を平成19年度から開始した。サポート事業の支援内容は、地域の取組に対する活動経費の助成、地域の合意形成等についての助言やコーディネートを行うまちづくりコーディネーターの派遣、交通計画の専門家であるコンサルタントの派遣・調査、実証運行の支援等である。

金沢区六浦地区からは、平成19年10月に六浦台団地自治会がバスの導入を希望するためサポート事業を活用したいとの連絡があった。その後、平成20年1月に六浦

台団地自治会が中心となって近隣の四つの自治会町内会からなる六浦地域交通対策連絡会（以下「連絡会」という。）が設立された。連絡会は、平成20年3月に、地域まちづくりグループに登録され、サポート事業を活用しながら、バス導入に向けた検討を重ね、平成21年9月にはバス路線の開通に至った。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 個人に関する情報について

本件申立文書に記載されている、個人の氏名、住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス、勤務先、個人印の印影及び写真上の個人の顔については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから本号本文に該当し、本号ただし書に該当しないため、非開示とした。

イ 自治会町内会会長の氏名について

連絡会会長及びミニバス導入検討委員会会長の氏名については、慣行として公にされている情報であることから開示した。そのほかに連絡会には、連絡会設立前の準備段階も含め、委員として参加している自治会町内会会長がいる。一般的には自治会及び町内会（以下「自治会」という。）の会長の氏名は慣行として公にされている情報であると言えるが、連絡会への自治会からの参加者は、自治会会長には限定されておらず、自治会会長としての立場ではなく、あくまでも一委員として連絡会に参加していた。そして、連絡会への参加者の氏名は、慣行として公にされているなどの事情がないため、本号本文に該当し、非開示とした。ただし、自治会名で発行したチラシ等に記載されている自治会会長の氏名は、自治会会長の立場として氏名が記載されているため開示している。

ウ まちづくりコーディネーターの氏名について

サポート事業では、実施機関からの支援の一つとして横浜市まちづくりコーディネーター等の登録等に関する要綱（平成18年6月都支第87号。以下「登録要綱」という。）第8条に規定するまちづくりコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）又はまちづくり支援団体の資格構成員（以下「資格構成員」という。）を地域まちづくりグループに派遣することとしている。

コーディネーターや資格構成員の氏名は、実施機関のホームページ上で公開されている。

連絡会には、平成19年度に1回、平成20年度以降はこれまでに18回、計19回コーディネーターを派遣している。平成19年度は、地域からの派遣申請により、コ

ーディネーターが個人として派遣されており、当該コーディネーターの氏名については、実施機関ホームページ上で公開されていることから、連絡会第4回会議録（平成20年3月24日）については氏名を開示している。

しかし、平成20年度以降については、連絡会が特定の個人ではなく、まちづくり支援団体に派遣申請をしたため、派遣の依頼を受けたまちづくり支援団体が任意の資格構成員を派遣するという形態となった。このように、平成20年度以降は、まちづくり支援団体が適宜選んで派遣したコーディネーターが誰であるかは実施機関ホームページ等で公にされている情報ではなく、慣行として公にされている情報には当たらないため、本号ただし書アに該当しないことから本号本文に該当するため、非開示とした。

エ 議事録中の発言における発言者の氏名およびチラシ等のコメント中にある氏名について

各会議等における発言者氏名、発言内容等及びチラシ等のコメント中にある氏名は、発言者の個人情報であって、慣行として公にされている情報ではないため、発言者氏名（肩書を含む）を非開示として特定の個人が識別されることがないようにした。その上で、発言内容については個人が識別できる情報や法人の事業活動に関する情報等一部の例外を除き開示した。発言者氏名を開示してしまうと、各発言について特定の個人が識別されてしまうこととなるため、開示することはできない。発言者が連絡会会長である場合も、連絡会会長の発言内容は個人に関する情報であって、慣行として公にされている情報ではないため、発言者等としての連絡会会長等の氏名を開示することはできないとして本号本文に該当するため非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

本件申立文書のうち、別表1の文書21及び文書22には委員の発言として、検討されているバス路線沿線の特定の法人による土地の売買の過程に関する内容が記録されている。異議申立人（以下「申立人」という。）は、議事録中の発言について開示を求めているが、土地の売買の過程に関する内容は、その土地を保有している法人の事業活動に関する情報に該当するため、これを公にすることにより、当該法人の競争上の地位を害するおそれがあることから、本号アに該当するため非開示とした。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

本件申立文書に記録されている職員のメールアドレスについては、これを開示した場合、業者によるダイレクトメールやウイルスメールなどの到達のおそれが増大するほか、本来組織メールアドレスに送られるべき市民の意見などが、異動後の職員個人宛に送られるおそれがあるなど、当該職員が行う市の事務事業の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあることから本号に該当し、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取消し、本件申立文書で非開示となった会議参加者の氏名及び議事録中の発言について開示するように求める。
- (2) 非開示となった氏名の大半は横浜市の助成を受ける連絡会のメンバーのものであり、彼らは一私人ではなく、公人としての性格を帯びると考えられるため、非開示は不当であると思われる。
- (3) 非開示になった氏名の中には横浜市が派遣したコーディネーターの氏名があるが、彼らは公金から報酬が支払われて会議に参加しているのであり、その氏名の非開示は納税者の知る権利を害するものとして不当であると思われる。
- (4) 一部開示理由説明書には、「まちづくり支援団体が適宜選んで派遣したコーディネーターが誰であるかは本市ホームページ等で公にされている情報ではなく、慣行として公にされている情報には当たらないため、その氏名は非開示としました」とあるが、公金の支出を受けた団体が正当な活動をしているのか確認するために情報を開示することは、条例第1条にあるように必要不可欠な行為である。
- (5) 情報の公開にあたっては、条例第1条にうたわれた目的を達成できるように条例の解釈・運用を図るべきであることは論をまたないはずである。できる限り行政が所有する情報の開示を行うべきであって、一部開示や非開示は最低限に抑えることが第1条にうたわれる条例の目的である「横浜市が市政に関し市民に説明する責務を全うするようにし、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資する」に直接つながる最善の行為である。条例第7条第2項各号の非開示規定は「開示してはならない」という義務付けではなく、「開示しないことができる」という規定に留められていることから、限定的に適用すべきである。
- (6) 異議申立ては会議参加者の氏名と議事録中の発言の公開を求めるものであり、例えば、個人の住所や電話番号までの公開を求めるものではない。

- (7) 別表1の文書1、文書29及び文書30については、非開示処分について争うつもりはない。当方が非開示について異議を申し立てたいのは、別表1の文書2から文書28までにおける会議参加者の氏名と発言についてである。会議中の発言については、どのような発言がなされているのか前後の文脈からは不明な点も多いため、審査会において、その内容を確認し、本当に条例第7条第2項第3号が適されるのか判断頂きたい。
- (8) 連絡会会議は、地域住民にとって非常に重要な問題である地域交通の新設の有無や走行ルートなどについて議論された場であり、会議の運営には横浜市の助成も行われていることから、今回非開示とされた情報は金沢区六浦南地区の多くの住民にとって当然知らされるべき情報である。そのような情報について、審査会は市民の立場に立って、非開示の当否について検討して頂きたい。

5 審査会の判断

(1) サポート事業について

サポート事業は、既存路線バスが整備されていない地域などにおいて、地域に密着した公共交通サービス（以下「地域交通」という。）の導入に向けた取組を行っている地域住民主体の検討組織（以下「検討組織」という。）に対して、横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号。以下「まちづくり条例」という。）に基づく各種支援を活用しつつ、地域交通の導入実現のための支援を行う事業である。

サポート事業の具体的な支援内容は、活動経費の助成、実証運行の支援、地域の合意形成等についての助言を行うコーディネーターの派遣、交通計画の専門家であるコンサルタントの派遣等がある。

検討組織がサポート事業を利用するためには、まちづくり条例第8条に規定する地域まちづくりグループに登録するか、同第9条に規定する地域まちづくり組織の認定を受ける必要がある。

(2) 連絡会について

連絡会は、六浦地域の交通問題を協議し住民のための交通手段を確保することにより地域のまちづくりを推進することを目的としており、平成20年3月12日に地域まちづくりグループとして登録をされている。

連絡会の運営要綱では、連絡会は目的に賛同する六浦地域の自治会によって構成すること、連絡会委員は各自治会から3名を選出すること及び連絡会会議は全連絡

会委員をもって構成し、会の活動を協議することなどを規定している。

連絡会会議の出席者は、連絡会委員のほか、連絡会を構成する自治会及び連絡会の活動に関連する自治会からの出席者、横浜市から連絡会に派遣されたコーディネーター、資格構成員（横浜市から連絡会に派遣されたコーディネーター及び資格構成員を総称して以下「本件コーディネーター」という。）及びコンサルタント、バス事業者の従業員、警察署職員並びに横浜市職員である。

(3) 本件申立文書について

本件申立文書は、実施機関が連絡会の活動に関連して作成し、又は取得した30の行政文書で、連絡会会議、連絡会の準備組織の会議及び連絡会の活動に係る自治会内の会議（これらの会議を総称して以下「連絡会等の会議」という。）の議事に関係した各種の資料であり、各行政文書の構成は別表1のとおりである。

(4) 横浜市市民活動推進条例の閲覧規定について

市民活動の推進に関する施策の基本的事項を規定している横浜市市民活動推進条例（平成12年3月横浜市条例第26号。以下「推進条例」という。）第2条では、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動で、同条各号のいずれにも該当しないものを市民活動とし、同第12条では、市民活動を行うものは市から助成金の交付等を受けて事業を行うとき及びその事業が終了したときは規則で定める書類を市長に提出することとされている。また、市民活動を行うもの及び市長は、規則で定める書類又はその写しを、一般の閲覧に供しなければならないと規定しており、横浜市市民活動推進条例施行規則（平成12年6月横浜市規則第119号。以下「推進条例施行規則」という。）では、助成金の交付を申請する書類及び事業の結果を記載した書類等を一定期間閲覧に供することとされている。これらの書類は閲覧期間中において公にされている情報であることは平成19年7月11日答申第500号で判断したとおりであり、連絡会の活動は、推進条例に規定する市民活動に該当するとも考えられることから、市民活動の該当性と、閲覧期間中において公にされている情報について以下検討する。

ア 実施機関に対して連絡会に関する助成金の交付を申請する書類及び事業の結果を記載した書類等（以下「事業結果報告書等」という。）の提出を求めたところ、「地域まちづくり活動助成金の交付について（金沢区六浦地域交通対策連絡会）（平成20年度道企第594号）」、「地域まちづくり活動助成金額確定について（金沢区六浦地区）（平成20年度道企第2525号）」及び「地域まちづくり活動助

成金の交付について（平成21年度金沢区六浦地域交通対策連絡会）（平成21年度道企第214号）」（これらの文書を総称して以下「実績報告書等」という。）とともに、異議申立てに係る説明文書の提出があった。

イ 実施機関は、異議申立てに係る説明文書において、連絡会の活動は「不特定多数のものの利益の増進に寄与するもの」に該当しないため、市民活動には該当せず、事業結果報告書等に該当する文書は特定できないが、仮に連絡会の活動が市民活動に該当した場合を想定して実績報告書等を提出すること及び実績報告書等に添付されている活動の中で作成した印刷物等は、推進条例による閲覧の対象にはならない「その他補助金精算時に必要な書類（領収書の写し等）」として受領しているため、参考文書として提出することを主張している。

ウ しかし、連絡会の活動目的は、公共交通である路線バスの導入であり、その活動の成果は不特定多数のものの利益の増進に寄与することは明らかである。よって、連絡会の活動は市民活動に該当し、実績報告書等は推進条例に基づき閲覧に供しなければならないと認められる。また、実績報告書等に添付されている活動の中で作成した印刷物等は、実績報告書等と一体を成すものであり、実績報告書等とともに閲覧に供しなければならないと認められる。

エ 当審査会において実績報告書等を見分したところ、本件処分時には推進条例に基づく閲覧期間中であつたこと及び連絡会の活動の中で作成した印刷物等として本件申立文書の一部と同一の情報が記載された文書（以下「申立文書の一部の写し」という。）が添付されていることを確認した。申立文書の一部の写しは、推進条例により閲覧に供しなければならないことから、申立文書の一部の写しに記載されている情報は、本件処分時にあっては公にされている情報であるといえる。

(5) 申立人が開示を求めている範囲について

ア 実施機関は個人の氏名（本件コーディネーター、コンサルタント会社の従業員及びバス事業者の従業員を含む。以下同じ。）、勤務先、住所（郵便番号を含む。以下同じ。）、電話番号、FAX番号、携帯電話番号及び電子メールアドレス（横浜市職員のものを除く。）、自治会会長の個人印の印影、文書30に掲載された写真上の個人の顔、法人の事業活動に係る情報並びに横浜市職員の電子メールアドレスを非開示としている。また、実施機関は別表1の文書20の欄外に手書きで記載された二つの情報、担当役員部署名及び別表2に示す連絡会会議参加者の発言内容について、一部開示決定通知書にその概要を記載することなく非開示と

している。

イ 申立人は異議申立書において、非開示となった会議参加者の氏名及び議事録中の発言について開示するよう求める旨を記載している。また、意見書には、本件異議申立ては、会議参加者の氏名と議事録中の発言の公開を求めるものであって、それ以外の文書に記載された情報に関する非開示について実施機関と争うつもりはない旨を記載している。しかしその一方で、意見書には、今回非開示とされた情報は金沢区六浦南地域の多くの住民にとって当然知らされるべき情報であり、非開示の当否について検討してほしい旨についても記載されており、実施機関が非開示とした部分すべての開示を求めているようにも考えられる。さらに別表1の文書2から文書13までの行政文書及び文書15から文書28までの行政文書は、連絡会等の会議の活動を記録した文書であるが、会議の日時、場所、出席者、議事における発言の内容等を記した部分や議事に関するさまざまな資料が一体となって構成されており、申立人のいう「議事録」の範囲が、議事の内容を記した部分だけを指しているのか、それとも議事に関する資料を含めた行政文書全体を指しているのかが明らかではない。いずれにしても上記の異議申立書及び意見書の内容だけからは申立人が開示を求めている範囲が判然としない。

このため、当審査会においては、申立人が開示を求めている部分について次のとおり判断した。

(ア) 申立人は意見書に、例えば個人の住所や電話番号までの公開は求めない旨を記載している。住所や電話番号は連絡先の典型的な情報であり、FAX番号、携帯電話番号、電子メールアドレスなどの、いわゆる連絡先の情報までを申立人が開示を求めているとは考えないこととする。

(イ) 申立人のいう「議事録」の範囲は、議事に関する資料を含めた行政文書全体であると判断する。また、申立人は意見書に、別表1の文書1、文書29及び文書30の非開示部分について争うつもりはない旨を記載している。

(ウ) 以上のことから、申立人が開示を求めているのは、実施機関が非開示とした別表1の文書2から文書28までの行政文書に係る非開示情報のうち、個人の住所、電話番号、FAX番号、携帯電話番号及び電子メールアドレス（横浜市職員のものを含む。）を除いた部分（以下「本件申立部分」という。）の情報と解することとし、以下検討する。

(6) 本件申立部分の条例第7条第2項第2号該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。また、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、本件申立部分のうち、個人の氏名、自治会会長の個人印の印影及び個人の勤務先を本号本文に該当するとして非開示としている。また、実施機関は別表1の文書20の欄外に手書きで記載された二つの情報、担当役員部署名及び別表2に示す発言内容について、一部開示決定通知書にその概要を記載することなく非開示としていたため、事務局をして実施機関に確認をしたところ、これらの情報は、本号本文に該当するため非開示にしたとのことだった。

ウ 本件申立文書に記載された自治会会長の氏名（自治会会長の個人印の印影及び自治会会長に係る担当役員部署名を含む。）について検討すると、自治会会長が個人として連絡会活動に参加した個人に関する情報の性質と、自治会という権利能力なき社団又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁団体の代表者としての法人に関する情報の二つの性質があることが認められるため、本号本文該当性について以下判断する。

(ア) 連絡会の運営要綱では、活動内容の一つに「近隣町内会・自治会への理解と協力の活動」を規定していること、サポート事業のパンフレットには「自治会・町内会等からなる地域に根ざした運営組織が必要」と記載されていること及び連絡会は自治会をもって構成されていることから、連絡会の活動には、自治会の組織的な関与が求められていると考えられる。また、連絡会会議で扱う課題は、自治会の意見・要望等を集約し、討議結果について自治会にフィードバックをすることが求められる性質のものであると考えられ、このような課題を、円滑に処理ができる立場にあるのは、一般的には自治会会長である。さらに、連絡会の設立当時において、連絡会を構成する四つの自治会は、それぞれ自治会会長を委員として選出していることから、連絡会等の会議には自治会会

長の参加・関与が求められていたと考えられる。

これらのことを考え合わせると、自治会会長は、自治会の職務として連絡会等の会議に出席していたと認められ、法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての非公開事由が規定されているものと解するのが相当（最高裁判所平成15年11月11日第三小法廷判決（平成10年（行ヒ）第54号公文書非公開決定処分取消請求事件）参照）である。

以上のことから、連絡会等の会議に関する自治会会長の氏名の情報は当該自治会の「法人等に関する情報」と解するべきであり、条例第7条第2項第3号該当性の問題として検討することとする。

- (イ) ただし、自治会会長の氏名であっても、発言者としての氏名の情報は、仮にこれを開示とすると、既に開示されている発言内容と併せることにより、発言者個人の考え方や意識までをうかがうことができることになるため、個人に関する情報として条例第7条第2項第2号に基づき非開示情報の該当性を判断すべきである。

よって、自治会会長の氏名のうち発言者としての氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当する。

エ 自治会会長以外の個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当する。

オ 個人の勤務先は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、本号本文に該当する。

カ 当審査会において別表1の文書20の欄外に手書きで記載された二つの情報を見分したところ、いずれの情報も特定の個人宅に対する連絡会の活動結果に関する情報であった。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、本号本文に該当する。

キ 自治会会長以外の担当役員部署名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公に

することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、本号本文に該当する。

ク 当審査会において別表2に示す発言内容を見分したところ、特定の個人宅に対する連絡会の活動結果に関する情報及び個人の交友関係に関する情報であった。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、本号本文に該当する。

ケ 次に本号ただし書の該当性について検討する。

(7) 申立文書の一部の写しに記載された情報と同一の情報について

上記(4)で判断したとおり、申立文書の一部の写しに記載された情報は、本件処分時においては公にされている情報である。

実施機関が本号本文に該当するとして非開示とした本件申立部分のうち別表3に示す情報は、申立文書の一部の写しに記載された情報と同一の情報であることから、本件処分時において法令等の規定により公にされている情報であり、本号ただし書アに該当し、開示すべきである。

(1) 本件コーディネーターの氏名について

登録要綱第8条は、市長は、コーディネーターの登録を行ったときは、コーディネーターの専門分野における実績など、活動団体がコーディネーターを選定する際に必要な情報を記載する「まちづくりコーディネーター登録シート（以下「登録シート」という。）」を、所管課で一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表することを規定している。

当審査会において、本件コーディネーターの登録シートを見分したところ、専門分野に関する実績等欄に「六浦台住宅 地域交通検討の支援（H19～）」と記載されていた。連絡会に関する活動実績は、本件コーディネーターも登録シートに自らの実績として記載しており、連絡会の準備組織の会議及び連絡会の活動に係る自治会内の会議についても、連絡会と一体の活動であると認められる。また、事務局をして実施機関に確認をしたところ、本件コーディネーターの登録シートは、インターネットにより公表されているとともに、実施機関においても一般の閲覧に供されていた。

以上の理由により、本件申立部分に記載された本件コーディネーターの氏名は、慣行により公にされている情報であると認められるため、本号ただし書ア

に該当するものとして開示すべきである。

(ウ) なお、実施機関が本号本文に該当するとして非開示としたその余の部分については、いずれも本号ただし書アからウまでの規定に該当しない。

(7) 本件申立部分の条例第7条第2項第3号の該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができる」と規定している。

イ 実施機関は、別表4に示す法人の事業活動に関する情報を、公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため、本号アに該当し、本号ただし書に該当しないとして非開示としている。また、上記(6)ウで判断したとおり、自治会会長の氏名(自治会会長の個人印の印影及び自治会会長に係る担当役員部署名を含み発言者としての氏名を除く。)は本号の問題であることから、以下検討する。

(ア) 申立文書の一部の写しに記載された情報と同一の情報について

上記(4)で判断したとおり、申立文書の一部の写しに記載された情報は、本件処分時においては公にされている情報である。

本号該当性について検討する情報のうち、別表5に示す情報は、申立文書の一部の写しに記載された情報と同一の情報であり、公にしたとしても当該情報に係る法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある等の事情は認められないことから本号に該当せず、開示することが妥当である。

(イ) 自治会会長の氏名(自治会会長の個人印の印影及び自治会会長に係る担当役員部署名を含み発言者としての氏名を除く。)

自治会会長の氏名は、上記(6)ウで判断したとおり、当該自治会に関する法人等としての情報であり、これを公にしたとしても、当該自治会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは認められないことから、本号に該当しないため、本件申立部分のうち別表6に示す部分の自治会会長の氏名は開示することが妥当である。

(8) 非開示規定の解釈のありかたについて

申立人は、条例第1条にうたわれた目的を達成できるよう、非開示規定を限定的に適用すべきであると主張する。しかし、開示又は非開示の判断は、開示することによって得られる利益と非開示とすることによって保護されるべき利益の両者が考慮された上で規定された条例第7条第2項各号の非開示規定を客観的に解釈した上で行うものである。

(9) 付言

本件処分において、対象行政文書として特定されたのは、それぞれ非開示部分の異なる30の行政文書である。

実施機関は、これらの行政文書に係る一部開示決定を、1件の決定により行っているが、非開示の決定にあたっては、個々の行政文書ごとの、どの非開示部分が、どの根拠規定に該当し、どのような理由により非開示とするのかを、請求者に対して明確に示す必要があることから、非開示とする部分の概要、根拠規定及び理由が同一である場合を除き、行政文書ごとに決定を行うべきである。

このほか、本件処分では一部開示決定通知書の非開示とする部分の概要欄に記載することなく非開示としている部分があった。

今後、実施機関においては、開示等決定に係る事務手続を適切に行うよう望むものである。

(10) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立部分を条例第7条第2項第2号及び第3号に該当するとして非開示とした決定のうち、別表3、別表5及び別表6に示す部分並びに本件コーディネーターの氏名を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

別表1 本件申立文書の一覧と構成

対象行政文書の名称		文書の構成
1	NPO都市住宅とまちづくり研究会からの送付資料	名刺
		自治会回覧資料
		支援団体パンフレット
		FAX(まちづくり支援団体から道路局企画課あて)
2	六浦台団地サポート事業説明会議事要旨 (平成19年11月15日)	六浦台団地サポート事業説明会議事要旨
		自治会回覧資料及び自治会掲示資料
		FAX(まちづくり支援団体から道路局企画課あて)
		地図
3	六浦台団地地域交通サポート事業打ち合わせ議事要旨 (平成19年11月23日)	六浦台団地地域交通サポート事業打合せ議事要旨(平成19年11月23日)
		地図
4	六浦台団地地域交通サポート事業打ち合わせ議事要旨 (平成19年12月5日)	六浦台団地地域交通サポート事業打合せ議事要旨(平成19年12月5日)
		自治会回覧資料
		六浦台団地自治会第3回ミニバス導入検討委員会資料
		地図
5	六浦地域交通対策連絡会第1回議事要旨 (平成20年1月28日)	六浦地域交通対策連絡会第1回議事要旨
		連絡会運営要綱(案)
		地域まちづくりグループ登録関連資料
		新聞記事
		地図
		活動予定案
		第1回連絡会出席者名簿
6	六浦地域交通対策連絡会第2回議事要旨 (平成20年2月12日)	六浦地域交通対策連絡会第2回議事要旨
		第2回六浦地域交通対策連絡会会議(レジメ案)
		運行ルート案
		バス車両資料
		自治会検討案(要望)
		連絡会運営要綱案
		連絡会運営要綱案2
		第1回六浦地域交通対策連絡会(発足連絡会議)議事録
		第2回連絡会出席者名簿

7	六浦台団地自治会第5回ミニバス導入検討委員会議事録 (平成20年2月9日)	六浦台団地自治会第5回ミニバス導入検討委員会議事録
8	六浦地域交通対策連絡会第3回会議録 (平成20年2月28日)	六浦地域交通対策連絡会第3回会議録
		FAX(自治会から自治会あて)
		活動計画書
		連絡会運営要綱
		地域まちづくりグループ登録関連資料
		自治会回覧資料
		横浜市地域公共交通会議開催のお知らせ
9	六浦地域交通対策連絡会第4回会議録 (平成20年3月24日)	六浦地域交通対策連絡会第4回会議録
		報告文(連絡会から自治会あて)
		運行ルート案
		第4回六浦地域交通対策連絡会議 議事録
10	六浦地域交通対策連絡会第5回会議録 (平成20年4月21日)	六浦地域交通対策連絡会第5回会議録
		議事次第 まちづくりコーディネーター等派遣申請書
11	六浦地域交通対策連絡会第6回会議録 (平成20年5月12日)	六浦地域交通対策連絡会第6回会議録
		議事次第 自治会作成資料
		新聞記事
12	六浦地域交通対策連絡会第7回会議録 (平成20年6月9日)	六浦地域交通対策連絡会第7回会議録
		議事次第
		運行ルート案1
		アンケート調査用紙素案
		自治会回覧資料案
		運行ルート案2 アンケート素案に対する修正提案
13	六浦地域交通対策連絡会第8回会議録 (平成20年6月25日)	六浦地域交通対策連絡会第8回会議録
		議事次第
		地域まちづくり活動助成金交付申請書案
		アンケート依頼文案1
		運行ルート案1
		アンケート依頼文案2
		アンケート用紙案1
		運行ルート案2 アンケート用紙案2

14	六浦台団地自治会ミニバス導入検討委員会広報紙 (平成20年9月23日)	六浦台団地自治会ミニバス導入検討委員会広報紙
15	六浦地域交通対策連絡会第9回会議録 (平成20年9月29日)	六浦地域交通対策連絡会第9回会議録 議事次第
		アンケート用紙印刷の見積仕様
		見積比較
		新聞記事
		アンケート調査結果報告(速報)
		自治会広報紙
		運行ルート案1
		アンケート依頼文1
		運行ルート案2
		アンケート依頼文2
		運行ルート案3
アンケート依頼文3		
運行ルート案4		
16	六浦地域交通対策連絡会第10回会議録 (平成20年10月21日)	六浦地域交通対策連絡会第10回会議録 議事次第
		アンケート調査結果(要約)
		アンケート調査結果報告(分析)
		地図
17	六浦台団地自治会第15回ミニバス導入検討委員会議事録 (平成20年11月11日)	六浦台団地自治会第15回ミニバス導入検討委員会議事録
18	六浦地域交通対策連絡会第11回会議録 (平成20年11月20日)	六浦地域交通対策連絡会第11回会議録 議事次第
		自治会回覧資料
		アンケート調査結果(集計総合結果)
		地図
19	ミニバス運行循環コースおよびバス停候補地の合同調査結果議事録 (平成20年11月29日)	ミニバス運行循環コース及びバス停候補地の合同調査結果議事録
20	六浦地域交通対策連絡会第12回会議録 (平成20年12月8日)	六浦地域交通対策連絡会第12回会議録 議事次第
		運行ルート案
21	六浦地域交通対策連絡会第13回会議録 (平成21年1月19日)	六浦地域交通対策連絡会第13回会議録 議事次第
		活動スケジュール案
		バス待機場所平面図
		運行ルート案
22	六浦地域交通対策連絡会第14回会議録 (平成21年2月12日)	六浦地域交通対策連絡会第14回会議録 議事次第
		バス時刻表案

		バス待機場所使用時間及び回数
		バス待機場所平面図
		運行ルート案
23	六浦地域交通対策連絡会第15回会議録 (平成21年2月23日)	六浦地域交通対策連絡会第15回会議録 議事次第
		バス時刻表案
		停留所位置図
		バス待機場所平面図
		見積書
24	六浦地域交通対策連絡会第16回会議録 (平成21年3月18日)	六浦地域交通対策連絡会第16回会議録 議事次第
		バス待機場所平面図
		地域まちづくり活動助成金対象活動実績報告書
		バス時刻表案
		バス待機場所使用時間及び回数
		停留所位置図
25	六浦地域交通対策連絡会第17回会議録 (平成21年4月13日)	六浦地域交通対策連絡会第17回会議録 自治会回覧資料1
		議事次第
		自治会回覧資料2
		バス時刻表案
		停留所位置図
		まちづくりコーディネーター等派遣申請書
		第17回連絡会 出席者名簿
26	六浦地域交通対策連絡会第18回会議録 (平成21年5月20日)	六浦地域交通対策連絡会第18回会議録 議事次第
		バス対策委員会議事録
		運行ルート案
		名刺
27	六浦地域交通対策連絡会第19回会議録 (平成21年7月29日)	六浦地域交通対策連絡会第19回会議録 議事次第
		六浦駅循環線の運行開始に向けて 連絡会開催案内(連絡会から自治会あて)
		運行開始の連絡
		まちづくり支援団体作成資料
		自治会配布資料
		開通式の案内
28	六浦地域交通対策連絡会臨時打ち合わせ会議録 (平成21年8月19日)	六浦地域交通対策連絡会臨時打ち合わせ 会議録
		開通式次第

29	「六浦駅循環線」ミニバス運行開通式 次第 (平成21年9月6日)	「六浦駅循環線」ミニバス運行開通式 次第
		開通式次第進行資料
		開通式来賓配置図
		開通式招待者名簿
		開通式の案内
30	六桜会ニュース(六浦台団地広報紙) (平成21年10月1日)	自治会広報紙

別表2 実施機関が条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした部分のうち、一部開示決定通知書に概要の記載のない発言内容に関する部分

対象行政文書（ 1 ）		文書の構成（ 1 ）	当審査会が条例第7条第2項第2号に該当すると判断する部分（ 2 ）
16	六浦地域交通対策連絡会第10回会議録 (平成20年10月21日)	六浦地域交通対策連絡会第10回会議録	2 ページ目の 6 行目の 2 文字目から 11 文字目まで。
20	六浦地域交通対策連絡会第12回会議録 (平成20年12月8日)	六浦地域交通対策連絡会第12回会議録	3 ページ目の 4 行目の 11 文字目から 15 文字目まで。

- 1 対象行政文書及び文書の構成は、別表1に対応している。
- 2 ページは、文書の構成に記載した文書のうち、実施機関が非開示とした部分が記載されているページである。

文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点は、それぞれ1文字とし、かっこ等については、くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数えるものとする。

別表3 実施機関が非開示とした個人に関する情報のうち、申立文書の一部の写しに記載された情報と同一の情報であるため、条例第7条第2項第2号ただし書アに該当するとして当審査会が開示すべきであると判断する部分

対象行政文書（ 1 ）	文書の構成（ 1 ）	開示すべきであると判断する部分（ 2 ）
15 六浦地域交通対策連絡会第9回会議録 (平成20年9月29日)	六浦地域交通対策連絡会第9回会議録	<p>1 ページ目の5行目の1文字目、2文字目、4文字目及び5文字目、6行目の4文字目、5文字目、7文字目及び8文字目、7行目の1文字目、2文字目、4文字目及び5文字目、9行目の7文字目及び8文字目、10行目の1文字目から3文字目まで、6文字目及び7文字目、14行目の1文字目及び2文字目、15行目の1文字目及び2文字目並びに22行目の7文字目から9文字目まで。</p> <p>2 ページ目の11行目の25文字目から28文字目まで及び15行目の14文字目から17文字目まで。</p>
16 六浦地域交通対策連絡会第10回会議録 (平成20年10月21日)	六浦地域交通対策連絡会第10回会議録	<p>1 ページ目の5行目の1文字目、2文字目、4文字目及び5文字目、6行目の4文字目、5文字目、7文字目及び8文字目、7行目の1文字目及び2文字目、9行目の7文字目及び8文字目、10行目の1文字目から3文字目まで、14行目の1文字目及び2文字目、15行目の1文字目及び2文字目、16行目の11文字目から13文字目まで、24行目の23文字目から25文字目まで並びに25行目の7文字目から9文字目まで。</p> <p>2 ページ目の6行目の2文字目から11文字目まで。</p>

		議事次第	1 ページ目の10行目の14文字目から16文字目まで及び14行目の7文字目から9文字目まで。
17	六浦台団地自治会第15回ミニバス導入検討委員会議事録 (平成20年11月11日)	六浦台団地自治会第15回ミニバス導入検討委員会議事録	1 ページ目の5行目の25文字目から33文字目まで及び41文字目から52文字目まで、6行目の8文字目、9文字目、18文字目、19文字目、28文字目、29文字目、38文字目から40文字目まで及び49文字目から51文字目まで、7行目の1文字目、2文字目、21文字目、22文字目、31文字目及び32文字目、11行目の9文字目及び10文字目、15行目の21文字目から25文字目まで並びに16行目の10文字目及び11文字目。 4 ページ目の18行目の21文字目から25文字目まで、27文字目及び28文字目。
18	六浦地域交通対策連絡会第11回会議録 (平成20年11月20日)	六浦地域交通対策連絡会第11回会議録	1 ページ目の5行目の1文字目及び2文字目、6行目の4文字目、5文字目、7文字目及び8文字目、9行目の7文字目及び8文字目、10行目の1文字目から3文字目まで、14行目の1文字目及び2文字目、15行目の1文字目及び2文字目並びに16行目の7文字目から9文字目まで。
19	ミニバス運行循環コースおよびバス停候補地の合同調査結果議事録 (平成20年11月29日)	ミニバス運行循環コース及びバス停候補地の合同調査結果議事録	1 ページ目の11行目の18文字目から22文字目まで、12行目の17文字目から21文字目まで、13行目の11文字目から15文字目まで、17文字目及び18文字目、14行目の18文字目、19文字目及び21文字目。

			<p>目から29文字目まで、15行目の13文字目、14文字目、16文字目から20文字目まで、22文字目、23文字目、25文字目、26文字目、28文字目及び29文字目、16行目の1文字目及び2文字目、21行目の13文字目及び14文字目、22行目の4文字目から8文字目まで並びに23行目の4文字目及び5文字目。</p> <p>3ページ目の21行目の2文字目及び3文字目。</p>
20	<p>六浦地域交通対策連絡会第12回会議録 (平成20年12月8日)</p>	<p>六浦地域交通対策連絡会第12回会議録</p>	<p>1ページ目の5行目の1文字目、2文字目、4文字目及び5文字目、6行目の4文字目、5文字目、7文字目及び8文字目、7行目の1文字目、2文字目、4文字目及び5文字目、9行目の7文字目及び8文字目、10行目の1文字目から4文字目まで、14行目の1文字目及び2文字目、15行目の1文字目及び2文字目、16行目の7文字目から9文字目まで並びに33行目の5文字目から12文字目まで。</p> <p>3ページ目の4行目の11文字目から15文字目まで</p>
21	<p>六浦地域交通対策連絡会第13回会議録 (平成21年1月19日)</p>	<p>六浦地域交通対策連絡会第13回会議録</p>	<p>1ページ目の5行目の1文字目、2文字目、4文字目及び5文字目、6行目の4文字目、5文字目、7文字目及び8文字目、7行目の1文字目、2文字目、4文字目、5文字目、7文字目及び8文字目、9行目の7文字目及び8文字目、10行目の1文字目から3文字目まで、14行目の1文字目及び2文字目、15行目の</p>

			1文字目及び2文字目、16行目の14文字目から16文字目まで並びに20行目の7文字目から9文字目まで。
22	六浦地域交通対策連絡会第14回会議録 (平成21年2月12日)	六浦地域交通対策連絡会第14回会議録	1ページ目の5行目の1文字目、2文字目、4文字目及び5文字目、6行目の4文字目、5文字目、7文字目及び8文字目、7行目の7文字目及び8文字目、8行目の1文字目から4文字目まで、12行目の1文字目及び2文字目、13行目の1文字目及び2文字目、14行目の14文字目から16文字目まで並びに20行目の7文字目から9文字目まで。
		議事次第	1ページ目の7行目のすべて
23	六浦地域交通対策連絡会第15回会議録 (平成21年2月23日)	六浦地域交通対策連絡会第15回会議録	1ページ目の5行目の1文字目、2文字目、4文字目及び5文字目、6行目の4文字目、5文字目、7文字目及び8文字目、7行目の7文字目及び8文字目、9行目の1文字目から3文字目まで、13行目の1文字目及び2文字目、14行目の1文字目及び2文字目、15行目の14文字目から16文字目まで並びに18行目の7文字目から9文字目まで。

- 1 対象行政文書及び文書の構成は、別表1に対応している。
- 2 ページは、文書の構成に記載した文書のうち、実施機関が非開示とした部分が記載されているページである。

文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点は、それぞれ1文字とし、かっこ等については、くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数えるものとする。

別表4 法人に関する情報で、条例第7条第2項第3号アに該当するとして、実施機関が非開示とした部分

対象行政文書（ 1 ）		文書の構成（ 1 ）	実施機関が非開示とした部分（ 2 ）
21	六浦地域交通対策連絡会第13回会議録 (平成21年1月19日)	六浦地域交通対策連絡会第13回会議録	2 ページ目の10行目のすべて
22	六浦地域交通対策連絡会第14回会議録 (平成21年2月12日)	六浦地域交通対策連絡会第14回会議録	2 ページ目の34行目の9文字目から36文字目まで、35行目のすべて並びに36行目の1文字目及び2文字目。

- 1 対象行政文書及び文書の構成は、別表1に対応している。
- 2 ページは、文書の構成に記載した文書のうち、実施機関が非開示とした部分が記載されているページである。
文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点は、それぞれ1文字とし、かっこ等については、くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数えるものとする。

別表5 実施機関が非開示とした法人に関する情報及び当審査会において法人に関する情報として判断する情報のうち、申立文書の一部の写しに記載された情報と同一の情報であるため、条例第7条第2項第3号に該当せず、当審査会が開示すべきであると判断する部分

対象行政文書 (1)		文書の構成 (1)	開示すべきであると判断する部分 (2)
15	六浦地域交通対策連絡会第9回会議録 (平成20年9月29日)	六浦地域交通対策連絡会第9回会議録	1 ページ目の6行目の1文字目及び2文字目、7行目の7文字目及び8文字目、8行目の1文字目及び2文字目並びに9行目の4文字目及び5文字目。
16	六浦地域交通対策連絡会第10回会議録 (平成20年10月21日)	六浦地域交通対策連絡会第10回会議録	1 ページ目の6行目の1文字目及び2文字目、8行目の1文字目及び2文字目並びに9行目の1文字目及び2文字目。
17	六浦台団地自治会第15回ミニバス導入検討委員会議事録 (平成20年11月11日)	六浦台団地自治会第15回ミニバス導入検討委員会議事録	1 ページ目の15行目の11文字目から14文字目まで及び33文字目から36文字目まで。
18	六浦地域交通対策連絡会第11回会議録 (平成20年11月20日)	六浦地域交通対策連絡会第11回会議録	1 ページ目の6行目の1文字目及び2文字目、8行目の1文字目及び2文字目並びに9行目の1文字目及び2文字目。

19	ミニバス運行循環コースおよびバス停候補地の合同調査結果議事録 (平成20年11月29日)	ミニバス運行循環コース及びバス停候補地の合同調査結果について議事録	1 ページ目の11行目の13文字目から16文字目まで、12行目の12文字目から15文字目まで及び14行目の13文字目から16文字目まで。 3 ページ目の15行目の9文字目から12文字目まで。
20	六浦地域交通対策連絡会第12回会議録 (平成20年12月8日)	六浦地域交通対策連絡会第12回会議録	1 ページ目の6行目の1文字目及び2文字目、8行目の1文字目及び2文字目並びに9行目の1文字目及び2文字目。
21	六浦地域交通対策連絡会第13回会議録 (平成21年1月19日)	六浦地域交通対策連絡会第13回会議録	1 ページ目の6行目の1文字目及び2文字目、8行目の1文字目及び2文字目並びに9行目の1文字目及び2文字目。 2 ページ目の10行目のすべて
22	六浦地域交通対策連絡会第14回会議録 (平成21年2月12日)	六浦地域交通対策連絡会第14回会議録	1 ページ目の6行目の1文字目及び2文字目並びに7行目の1文字目及び2文字目。2 ページ目の34行目の9文字目から36文字目まで、35行目のすべて並びに36行目の1文字目及び2文字目。
23	六浦地域交通対策連絡会第15回会議録 (平成21年2月23日)	六浦地域交通対策連絡会第15回会議録	1 ページ目の6行目の1文字目及び2文字目、7行目の1文字目及び2文字目並びに8行目の1文字目及び2文字目。

1 対象行政文書及び文書の構成は、別表1に対応している。

2 ページは、文書の構成に記載した文書のうち、実施機関が非開示とした部分が記載されているページである。

文字数は、1行に記載された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点は、それぞれ1文字とし、かっこ等については、くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数えるものとする。

別表6 実施機関が条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした情報のうち、当審査会において法人に関する情報として判断し、開示すべきであると判断する部分

対象行政文書（ 1 ）		文書の構成（ 1 ）	開示すべきであると判断する部分（ 2 ）
2	六浦台団地サポート業説明会議事要旨 (平成19年11月15日)	六浦台団地サポート事業説明会議事要旨	1 ページ目の6 行目の13 文字目から15 文字目まで。
3	六浦台団地地域交通サポート事業打ち合わせ議事要旨 (平成19年11月23日)	六浦台団地地域交通サポート事業打合せ議事要旨 (平成19年11月23日)	1 ページ目の6 行目の9 文字目から12 文字目まで。
4	六浦台団地地域交通サポート事業打ち合わせ議事要旨 (平成19年12月5日)	六浦台団地地域交通サポート事業打合せ議事要旨 (平成19年12月5日)	1 ページ目の6 行目の9 文字目から12 文字目まで及び7 行目の9 文字目から12 文字目まで。
5	六浦地域交通対策連絡会第1回議事要旨 (平成20年1月28日)	六浦打合せ（六浦地域交通対策委員会発足式）議事要旨	1 ページ目の6 行目の12 文字目から15 文字目まで。
		第1回連絡会出席者名簿	1 ページ目の3 行目の10 文字目から14 文字目まで及び8 行目の6 文字目から11 文字目まで。
6	六浦地域交通対策連絡会第2回議事要旨 (平成20年2月12日)	第2回六浦地域交通対策連絡会議事要旨	1 ページ目の6 行目の13 文字目から15 文字目まで及び8 行目の7 文字目から9 文字目まで。
		連絡会運営要綱案2	1 ページ目の28 行目の21 文字目から24 文字目まで及び29 文字目から31 文字目まで。
		第1回六浦地域交通対策連絡会（発足連絡会議）議事録	1 ページ目の5 行目の12 文字目から15 文字目まで及び8 行目の7 文字目から10 文字目まで。
		第2回連絡会 出席者名簿	1 ページ目の5 行目の11 文字目から16 文字目まで及び8 行目の8 文字目から13 文字目まで。

		第2回六浦地域交通対策連絡会議議事録	1 ページ目の6行目の12文字目から15文字目まで、28行目の1文字目から18文字目まで、29行目の1文字目から15文字目まで及び33行目の6文字目から12文字目まで。
8	六浦地域交通対策連絡会第3回会議録 (平成20年2月28日)	第3回六浦地域交通対策連絡会議要旨	1 ページ目の6行目の13文字目から15文字目まで及び8行目の7文字目から9文字目まで。
		地域まちづくりグループ登録の関連資料(案)	1 ページ目の5行目の1文字目から4文字目まで、6行目の1文字目から4文字目まで及び9行目の3文字目から5文字目まで。
		回覧資料(自治会)	1 ページ目の11行目の14文字目から17文字目まで、33行目の2文字目から5文字目まで及び7文字目から19文字目まで並びに34行目の2文字目から5文字目まで及び7文字目から15文字目まで。
9	六浦地域交通対策連絡会第4回会議録 (平成20年3月24日)	六浦地域交通対策連絡会第4回会議録	1 ページ目の6行目の9文字目から11文字目まで及び8行目の9文字目から11文字目まで。
		第4回六浦地域交通対策連絡会議議事録	1 ページ目の6行目の12文字目から15文字目まで、10行目の9文字目から12文字目まで及び23行目の8文字目から11文字目まで。

10	六浦地域交通対策連絡会第5回会議録 (平成20年4月21日)	六浦地域交通対策連絡会第5回会議録	1 ページ目の7行目の1文字目及び2文字目、8行目の1文字目及び2文字目、9行目の7文字目及び8文字目並びに20行目の16文字目から27文字目まで。
11	六浦地域交通対策連絡会第6回会議録 (平成20年5月12日)	六浦地域交通対策連絡会第6回会議録	1 ページ目の6行目の1文字目及び2文字目、8行目の1文字目及び2文字目並びに9行目の1文字目及び2文字目。
12	六浦地域交通対策連絡会第7回会議録 (平成20年6月9日)	六浦地域交通対策連絡会第7回会議録	1 ページ目の6行目の1文字目及び2文字目並びに8行目の1文字目及び2文字目。
13	六浦地域交通対策連絡会第8回会議録 (平成20年6月25日)	六浦地域交通対策連絡会第8回会議録	1 ページ目の8行目の1文字目及び2文字目、9行目の7文字目及び8文字目、10行目の1文字目及び2文字目並びに11行目の7文字目及び8文字目。
15	六浦地域交通対策連絡会第9回会議録 (平成20年9月29日)	自治会広報紙	2 ページ目の20行目の1文字目から4文字目まで。
		見積り比較	1 ページ目の28行目の16文字目から19文字目まで。
24	六浦地域交通対策連絡会第16回会議録 (平成21年3月18日)	六浦地域交通対策連絡会第16回会議録	1 ページ目の8行目の1文字目及び2文字目。
25	六浦地域交通対策連絡会第17回会議録 (平成21年4月13日)	六浦地域交通対策連絡会第17回会議録	1 ページ目の9行目の1文字目及び2文字目並びに11行目の1文字目及び2文字目。 2 ページ目の8行目の16文字目及び17文字目。

		出席者名簿（第17回連絡会）	1 ページ目の 6 行目の 11 文字目から 16 文字目まで、9 行目の 8 文字目から 13 文字目まで及び 15 行目の 8 文字目から 13 文字目まで。
26	六浦地域交通対策連絡会第18回会議録 (平成21年 5 月20日)	六浦地域交通対策連絡会第18回会議録	1 ページ目の 6 行目の 1 文字目及び 2 文字目並びに 8 行目の 1 文字目及び 2 文字目。 3 ページ目の 20 行目の 16 文字目から 19 文字目まで。 4 ページ目の 16 行目の 4 文字目から 10 文字目まで及び 31 行目の 1 文字目から 4 文字目まで。
		バス対策委員会議事録	1 ページ目の 1 行目の 1 文字目から 4 文字目まで、7 行目の 34 文字目から 38 文字目まで、8 行目の 1 文字目から 6 文字目まで及び 23 文字目から 34 文字目まで並びに自治会会長の個人印の印影
27	六浦地域交通対策連絡会第19回会議録 (平成21年 7 月29日)	六浦地域交通対策連絡会第19回会議録	1 ページ目の 6 行目の 1 文字目及び 2 文字目並びに 8 行目の 1 文字目及び 2 文字目。
		議事次第	欄外に手書きで記載された座席表の机の上部に記載された氏名のうち、左側から数えて 3 人目及び 5 人目の氏名

28	六浦地域交通対策連絡 会臨時打ち合わせ会議 録 (平成21年 8 月19日)	六浦地域交通対策連絡会 臨時打合せ会議録	1 ページ目の 6 行目の12 文字目から15文字目まで 及び 7 行目の 9 文字目か ら12文字目まで。 2 ページ目の23行目の19 文字目から22文字目まで 及び24行目の 8 文字目か ら11文字目まで。
----	---	-------------------------	--

- 1 対象行政文書及び文書の構成は、別表 1 に対応している。
- 2 ページは、文書の構成に記載した文書のうち、実施機関が非開示とした部分が記載されているページである。
文字数は、1 行に記載された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点は、それぞれ 1 文字とし、かっこ等については、くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ 1 文字と数えるものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年2月4日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成22年2月10日 (第161回第一部会) 平成22年2月12日 (第164回第二部会) 平成22年2月19日 (第96回第三部会)	・諮問の報告
平成22年3月26日 (第167回第二部会)	・審議
平成22年4月14日 (第168回第二部会)	・審議
平成22年4月28日 (第169回第二部会)	・審議
平成22年6月9日 (第172回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成22年6月23日 (第173回第二部会)	・審議
平成22年7月13日 (第174回第二部会)	・審議
平成22年8月27日 (第175回第二部会)	・審議
平成22年9月7日 (第176回第二部会)	・審議
平成22年9月28日 (第177回第二部会)	・審議
平成22年10月8日 (第178回第二部会)	・審議
平成22年10月19日 (第179回第二部会)	・審議